

総括：基本計画（第4次）に基づき施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校等における教育・啓発等の推進

- 学校における情報モラル教育の一層の推進を図るため、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施。〔文部科学省〕
- 児童生徒、保護者、教職員等を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」、フィルタリングの説明に特化した「e-ネットキャラバンPlus」を実施。（2,529回実施、約46万人参加）〔総務省、文部科学省〕

2. 社会における教育・啓発の推進

- インターネットトラブルの実例及びその予防法と対処法について掲載する「インターネットトラブル事例集2018年版」を作成。自画撮り写真の交換に端を発した脅迫被害、SNS上の知人による誘い出しに関する事例などを追加した。〔総務省〕
- 保護者や自治体職員、教職員を対象に情報モラル等に関する啓発を行う「インターネット安全教室」を実施。（128回実施、12,252人参加）〔経済産業省〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- 低年齢層の子供の保護者向け啓発資料「スマホ時代の子育て 悩める保護者のためのQ&A」を作成。〔内閣府〕

4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- 児童生徒の発達段階に応じた情報教育の支援に関する調査研究の一環として、児童生徒の情報活用能力を客観的に測定するための調査手法に関する研究を実施。〔文部科学省〕

5. 国民運動の展開

- 進学・進級の時期に重点を置いて、平成31年2月から「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施し、集中的な啓発活動を展開。〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文科省、経産省、厚労省〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底

- 事業者の義務等を説明したリーフレットの提供や、総務省・関係団体における有識者会議における青少年フィルタリングに関する現状把握・議論等を通じて、事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底を行った。〔総務省〕
- 大手家電流通協会加盟の家電量販店店舗において、フィルタリングの普及啓発リーフレットを配布、また、日本通信販売協会、電子商取引大手企業を通じて、インターネット接続機器販売事業者に対してフィルタリングの普及啓発等を実施。〔経済産業省〕

2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進

- 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」（第6回）を開催し、フィルタリングのユーザー利便の向上等に関する議論等を実施。〔総務省〕
- インターネット・ホットラインセンターが一般のインターネット利用者から通報された情報を、フィルタリング提供事業者等に提供。〔警察庁〕

3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

- 都道府県警察において、保護者説明会等の学校諸行事の機会における啓発活動を実施。（約32,000回実施、保護者約36万人、児童生徒約390万人参加）〔警察庁〕
- 有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、全国7か所で学習・参加型のシンポジウムを開催。〔文部科学省〕
- 警察庁と文部科学省が共同して性被害に遭う実際の事例や手口を紹介し、注意喚起を行うためのリーフレットを作成し、文部科学省ホームページや各都道府県教育委員会に周知。〔警察庁、文部科学省〕

4. インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

- 青少年及びその保護者を対象としたインターネット利用環境実態調査を実施。〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

1. 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援

- 児童生徒向け啓発資料「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ（2019年度版）」を作成し、全国の教育委員会、小・中・高等学校等に配布。〔文部科学省〕

2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」など、業界団体によるガイドラインの策定や改定等の取組を継続的に支援。〔総務省〕

3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援

- 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察庁〕

4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

- 安心ネットづくり促進協議会における高校生ICTカンファレンス等の青少年に対する啓発活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務省、経済産業省、内閣府、文部科学省〕

4. その他重要事項

1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

- 児童ポルノ事犯等の悪質なサイバー犯罪の取締りの強化、推進〔警察庁〕
- 平成29年7月に発足したSNS事業者による「青少年ネット利用環境整備協議会」に対する情報提供などの支援を実施。〔警察庁〕
- SNS上の児童の性被害等につながるおそれのある不適切な投稿をサイバーパトロールによって発見し、注意を呼び掛ける返信を実施〔警察庁〕
- サイバーセキュリティ月間（平成31年2月～3月）において、インターネットの適切な利用に関する広報啓発活動を実施。〔警察庁〕

2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

- インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の違法情報・有害情報（自殺誘引等情報）等の削除依頼を実施。〔警察庁〕

3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

- 専用相談電話（子どもの人権110番）やインターネット（子どもの人権SOS-eメール）による相談受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布を実施。平成30年中、青少年等からのものを含むインターネット上の人権侵害情報に係る相談6,538件を受理。〔法務省〕
- 法務省人権擁護機関からプロバイダ等に対し、青少年等のものも含む名誉毀損・プライバシー侵害等情報の削除を要請。（平成30年中、419件要請）〔法務省〕

4. 迷惑メール対策の推進

- 特定電子メール法違反が疑われる送信者に対する警告メール（行政指導）を5,700件以上送信したほか、同法に違反した送信者に対する報告徴収を4件実施した。また、約8,900件以上の同法違反のメールに関する情報を送信元プロバイダに通知し、利用停止等の自主的な取組を促した。〔総務省、消費者庁、経済産業省〕

5. 国内外における調査

- ドイツ、オーストラリアの青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施。〔内閣府〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制

- 青少年インターネット環境整備推進課長会議を開催。（4回開催）〔内閣府〕

2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

- 全国3か所において、国・地方公共団体・民間団体が連携して、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。〔内閣府〕

- 都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議を開催（1回開催）〔内閣府〕

3. 国際的な連携の促進

- OECDのワークショップにおいて、青少年のインターネット・リテラシーの実態調査等の取組について説明。〔総務省〕

4. 基本計画の見直し

- 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会を開催（2回開催）し、基本計画の見直しに向けた検討、基本計画の取組状況に関するフォローアップを実施。〔内閣府〕